

毎週火・金曜日発行

山口県報

平成22年
5月18日
(火曜日)

目次

告示

特定計量器の定期検査の実施(計量検定所)……………一

土地改良事業計画変更の同意(農村整備課)……………三

公告

平成二十二年度狩猟免許試験の実施(自然保護課)……………三

狩猟免許の更新に係る適性試験及び講習の実施(自然保護課)……………四

大規模小売店舗立地法第八条第一項の規定による意見の聴取(商政課)……………四

土地改良区役員の出出(農村整備課)……………五

教委告示

山口県指定無形民俗文化財の指定……………五



山口県告示第二百二十三号

計量法(平成四年法律第五十一号)第十九条第一項の規定により、計量法施行令(平成五年政令第三百二十九号)第十条第一項各号に掲げる特定計量器の定期検査を次のとおり実施する。

平成二十二年五月十八日

山口県知事 二井 関 成

一	区域	美祢市
二	検査の期日、場所等	
期	日	時
間	場	所

平成二二、	七、	五	午前一〇時から午前一時三〇分まで	美祢産業技術センター
"	"	"	午前一時から午前一時三〇分まで	美祢市豊田前公民館
"	"	"	午後一時から午後二時まで	美祢市東厚保町川東二〇一六の五
"	"	"	午後二時三〇分から午後三時三〇分まで	山口美祢農業協同組合旧東厚保支所
"	"	"	午前九時三〇分から午前一時三〇分まで	美祢市西厚保町本郷六九一
"	"	"	午前一時から午前一時三〇分まで	山口美祢農業協同組合西厚保支所
"	"	"	午後一時から午後一時三〇分まで	綾木ふるさとセンター
"	"	"	午後二時から午後三時三〇分まで	赤郷交流センター
"	"	"	午後二時から午後三時三〇分まで	美祢市美東センター
"	"	"	午前一〇時から正午まで	美祢市嘉万公民館
"	"	"	午後一時三〇分から午後三時まで	美祢市秋吉公民館
"	"	"	午前一〇時から午前一時三〇分まで	美祢市於福公民館
"	"	"	午前一時から正午まで	美祢農村勤労福祉センター
"	"	"	午後一時三〇分から午後四時まで	美祢市民会館

平成二十二年七月九日から同年九月三十日まで、山口県計量検定所において実施する。

三 所在場所における定期検査の期間
平成二十二年九月一日から同月十五日まで

四 指定定期検査機関の名称
社団法人山口県計量振興協会

一 区域 長門市

二 検査の期日、場所等

平成二二、	七、一三	午前一時から正午まで	長門市宇津賀集落センター
期	日	時	間
場	所		

法第四十九条各号に掲げる者にあつては三千九百円、その他の者にあつては五千二百円に相当する山口県収入証紙を狩猟免許申請書の所定の欄にはること。この収入証紙には、消印をしないこと。

七 合格者の発表等

- (一) 合格者の発表日等については、試験当日通知する。
- (二) 試験の得点の開示は、山口県環境生活部自然保護課において行うので、試験の得点の開示を受けようとする受験者は、合格者の発表日以後、受験票を提示してその旨を知事に申し出ること。

八 その他

この試験についての問合せは、最寄りの農林事務所又は山口市滝町一番一号 山口県環境生活部自然保護課（電話〇八三一九三三―三〇五〇）にすること。郵便で問い合わせる場合は、往復はがきを使用するか、又は八十円分の切手をはったあて先明記の返信用封筒を同封の上すること。

(二五七) 狩猟免許の更新に係る適性試験及び講習の実施

鳥獣の保護及び狩猟の適正化に関する法律（平成十四年法律第八十八号。以下「法」という。）第五十一条第二項の適性試験及び同条第四項の講習（以下「適性試験等」という。）を次のとおり実施します。

平成二十二年五月十八日

山口県知事 二井 関 成

一 日時及び場所

日	時	場 所
平成二二、	六、二九 午後零時三〇分	下関市立豊田図書館
〃	七、一 午後一時	山口県萩総合庁舎
〃	〃	山口県岩国総合庁舎
〃	〃	山口県柳井総合庁舎
〃	〃	山口県柳井総合庁舎
〃	九 〃	宇部市万倉ふれあいセンター
〃	一三 午後一時三〇分	山口県周南総合庁舎
〃	二二 〃	山口市吉敷下東三丁目一番一号
〃	〃	山口県総合保健会館

二 対象者

山口県内に住所を有する者で、平成二十二年九月十四日まで有効である法第四十三

条の狩猟免許を有するもの。

三 狩猟免許更新申請書等の提出期限

受けようとする適性試験等の実施日の七日前まで（郵送の場合は、受けようとする適性試験等の実施日の七日前までの消印のあるものは、有効とする。）

四 狩猟免許更新申請書等の提出先

住所地为所管する農林事務所

五 提出書類

- (一) 狩猟免許更新申請書
- (二) 銃砲刀剣類所持等取締法（昭和三十三年法律第六号）第四条第一項第一号の許可を受けている者にあつては、当該許可に係る許可証の写し
- (三) 銃砲刀剣類所持等取締法第四条第一項第一号の許可を受けていない者にあつては、法第四十条第二号から第四号までに該当するかどうかについての医師の診断書
- (四) 写真（縦三・〇センチメートル、横二・四センチメートルとし、申請前六月以内に撮影した無帽、正面向き、上三分身像及び無背景のものとする。裏面には、撮影年月日及び氏名を記入すること。）

六 狩猟免許更新申請手数料

二千八百円に相当する山口県収入証紙を狩猟免許更新申請書の所定の欄にはること。この収入証紙には、消印をしないこと。

七 その他

この適性試験等についての問合せは、最寄りの農林事務所又は山口市滝町一番一号 山口県環境生活部自然保護課（電話〇八三一九三三―三〇五〇）にすること。郵便で問い合わせる場合は、往復はがきを使用するか、又は八十円分の切手をはったあて先明記の返信用封筒を同封の上すること。

(二五八) 大規模小売店舗立地法第八条第一項の規定による意見の聴取

大規模小売店舗立地法（平成十年法律第九十一号）第八条第一項の規定により、平成二十一年十二月二十五日山口県公告（三八六）に係る大規模小売店舗について次のとおり下関市から意見を聴きました。

当該意見は、平成二十二年五月十八日から同年六月十八日までの間、山口県商工労働部商政課及び下関市経済観光部商工振興課において公衆の縦覧に供します。

平成二十二年五月十八日

山口県知事 二井 関 成

一 大規模小売店舗の名称及び所在地

名称 ゆめシティ

所在地 下関市伊倉新町三丁目三〇一四の一

二 意見の概要

特に配慮を求める事項はない。

(二五九) 土地改良区の役員の名及び住所の届出

土地改良法(昭和二十四年法律第九十五号)第十八条第十六項の規定により、土地改良区から次のとおり役員の名及び住所の届出がありました。

平成二十二年五月十八日

一 就任した役員

土地改良区の名称	理事の別	氏名	住 所
山口市小鯖土地改良区	理事	重宗 哲美	山口市上小鯖二二二の一
	監事	高橋 孝	山口市上小鯖二二二の一
		田中 教博	山口市上小鯖二二二の一
		鰐石 明	山口市上小鯖二二二の一
		伊藤 忠文	山口市上小鯖二二二の一
		藤本 孝助	山口市上小鯖二二二の一
		古屋 元明	山口市上小鯖二二二の一
		山本 敦也	山口市上小鯖二二二の一
		徳本 龍雄	山口市上小鯖二二二の一
		徳本 俊二	山口市上小鯖二二二の一
		米本 達彦	山口市上小鯖二二二の一
		原田 俊明	山口市上小鯖二二二の一
		黒瀬 壽之	山口市上小鯖二二二の一
		徳本 孝二	山口市上小鯖二二二の一

二 退任した役員

土地改良区の名称	理事の別	氏名	住 所
山口市小鯖土地改良区	理事	重宗 哲美	山口市上小鯖二二二の一

田中 嵩久	二二二二三
田中 正晴	一〇七四
鰐石 明	二二〇二
伊藤 繁	一八八七
古屋 裕敏	下小鯖一七九八
山本 敦也	四〇七八の三
大賀 清美	四四三三
徳本 孝二	五〇二七
徳本 俊二	五一七八
柴崎 正行	三六五二
原田 俊明	上小鯖一一一
黒瀬 壽之	下小鯖一八二二
中川 尚	五〇四七



山口県教育委員会告示第四号

山口県文化財保護条例(昭和四十年山口県条例第十号)第三十二条第一項の規定により、次の無形民俗文化財を山口県指定無形民俗文化財に指定する。

平成二十二年五月十八日

山口県教育委員会

名称	保 持 者	
	名 称	団 体
山崎八幡宮の本山神事	山崎八幡宮本山神事保存会	周南市

平成二十二年五月十八日
発行

発行
行人所

山口県
知事
庁